

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	4年 7月 8日		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 阪府枚方市伊加賀緑町2番2号	大	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 恩地食品株式会社 取締役社長 恩地 宏英	恩地 代表

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	21 台	0 台	0 台	21 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	17 台	1 台	0 台	17 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	2.5	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	事務所で所有している冷媒用代替フロン使用機器は簡易点検マニュアルに沿って、簡易点検を実施している。							
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄は、第一種フロン類充填回収が取り扱える専門業者に依頼する。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	事業所内の家庭用エアコンについても、第一種特定製品同様に簡易点検を行っている。							
	廃 棄 時	事業所内の家庭用エアコンについても廃棄は専門業者に依頼する。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、メーカーと協議し、現状での地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品を導入するよう努める。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。